

改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

- ① トラックの荷台の後部煽りにアーム式の昇降装置をオプションとして追加架装した車両（アーム式ゲートリフト車）において、後退灯の取り付け位置が不適切なため、後退灯照明部の視認性が道路運送車両の保安基準に適合しない。
- ② トラックの荷台の後部煽りに垂直式の昇降装置をオプションとして追加架装した車両（垂直式ゲートリフト車）において、後部方向指示器の取り付け位置が不適切なため、方向指示器照明部の視認性が道路運送車両の保安基準に適合しない。



①アーム式ゲートリフト車



②垂直式ゲートリフト車

① アーム式 ゲートリフト車	改善前 後退灯ブラケット 改善後 改善の内容 全車両、後退灯のブラケットを対策品と交換する。
② 垂直式 ゲートリフト車	改善前 後部方向指示器ブラケット 改善後 改善の内容 全車両、後部方向指示器のブラケットを対策品と交換する。

注：  は交換部品を示す。

識別： I Dプレートの下部に白色のシールを貼付けする。